

第 6128 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月29日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ フードバンクへの食品の提供

Q : 当社は、製造してから一定期間経過した食品で、食品衛生上問題はないけど、社内ルールで通常の販売が困難になったものを、フードバンクへ無償で引き取ってもらうことを検討しています。この場合の費用は、どのような取扱いになりますか？引き取りについては、提供食品の品質確保・管理に関する事項や転売等の禁止に関する事項などのルールを定めて合意書を交わす予定です。

A : 提供時の損金の額に算入することが認められます。

【解説】

一般的に、法人が資産(食品)を寄附した場合は、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、お尋ねの場合は、次の事実関係が認められますので、寄附金以外の費用として取り扱うことが認められます。

- ①食品の提供は、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収するもので、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引であること
- ②合意書において、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールが定められており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること
- ③提供した食品の用途が確認できること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】